



# 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定 【概要・輸出編】



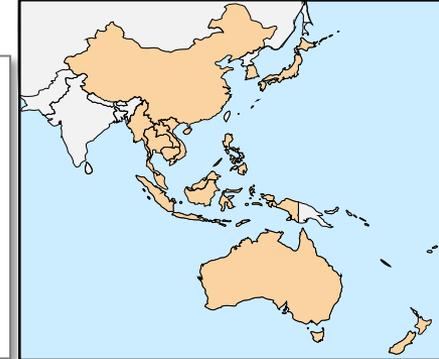
令和4年1月  
名古屋税関首席原産地調査官

# 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の概要

## 経緯

- 2012年11月、RCEP交渉立上げを宣言。
- 2020年11月、第4回RCEP首脳会議の機会に署名。
- 2022年1月1日に発効（日本、中国、豪州、NZ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナムの10カ国間）。

※韓国については、2月1日に発効予定。



## 意義

- 本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定。
- 地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

※ インド（2019年11月以降交渉不参加）については、復帰を働きかけたが、昨年の署名に不参加。協定は、発効日からインドによる加入のために開かれている旨規定（インド以外の国は発効後18か月を経過した後にのみ加入可）。また、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定める15か国の閣僚宣言を発出。

## 対象分野

物品の貿易／原産地規則／税関手続及び貿易円滑化／衛生植物検疫措置／任意規格、強制規格及び適合性評価手続／貿易上の救済／サービスの貿易／自然人の一時的な移動／投資／知的財産／電子商取引／競争／中小企業／経済協力及び技術協力／政府調達／紛争解決 等

## 参加国

### ASEAN10か国

（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、

日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランド

### ■人口

22.7億人（2019年）  
（世界全体の約3割）

### ■GDP

25.8兆米ドル（2019年）  
（世界全体の約3割）

### ■貿易総額（輸出）

5.5兆米ドル（2019年）  
（世界全体の約3割）

# RCEP協定の主な内容（物品の貿易）

## 日本製品のRCEP協定締約国市場へのアクセス

【対日関税撤廃率（品目数ベース）】

86%～100%（ASEAN・豪・NZ）

86%（中）

83%（韓）

## 工業製品

- ✓ 14か国**全体で約92%の品目の関税撤廃**を獲得。
- ✓ 中国及び韓国における**無税品目の割合が上昇（中国：8%→86%、韓国：19%→92%）**。

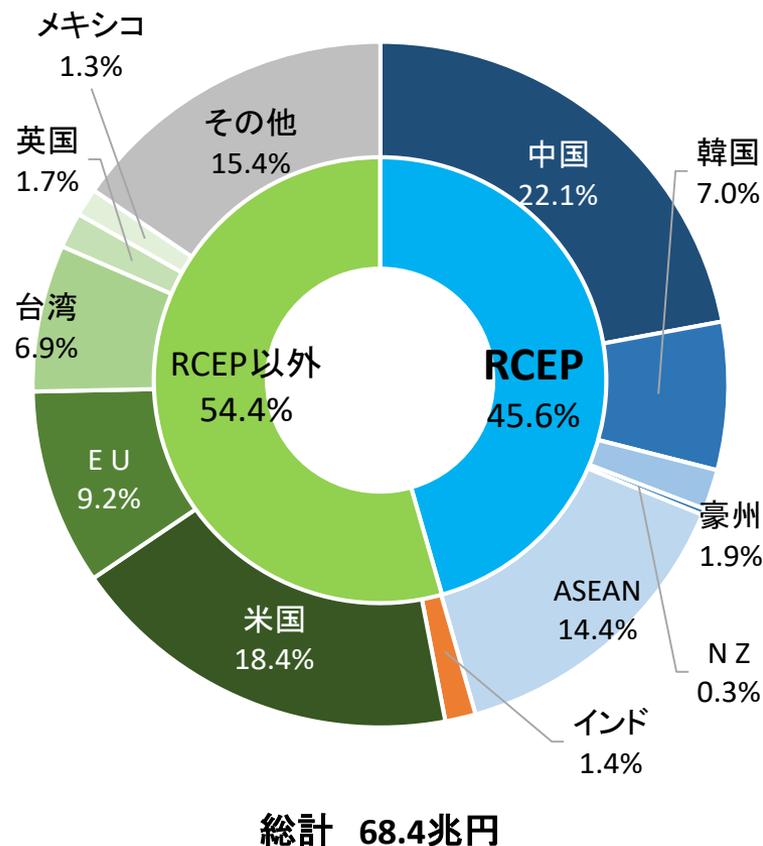
（最終的な関税撤廃品目の例）

- 中国：電気自動車用の重要部品（モーターの一部、リチウムイオン蓄電池の電極・素材の一部）、ガソリン車用の重要部品（エンジン部品の一部、エンジン用ポンプの一部）、鉄鋼製品（熱延鋼板の一部、合金鋼の一部）、繊維製品（合成繊維織物の一部、不織布）。
- 韓国：自動車部品（カムシャフト、エアバッグ、電子系部品）、化学製品（液晶保護フィルムの原料）、繊維製品（合成繊維織物の一部、綿織物の一部）。
- インドネシア：鉄鋼製品（ばねの一部、貯蔵タンク）。
- タイ：ディーゼルエンジン部品の一部。

## 農林水産品等

- ✓ 中国等との間で我が国の**輸出関心品目について関税撤廃**を獲得。
- （最終的な関税撤廃品目の例）
- 中国：パックご飯等、米菓、ほたて貝、さけ、ぶり、切り花、ソース混合調味料、清酒。
  - 韓国：菓子（キャンディー、板チョコレート）、清酒。
  - インドネシア：牛肉、醤油。

日本の輸出に占めるRCEP協定参加国の割合  
（2020年※確定値）



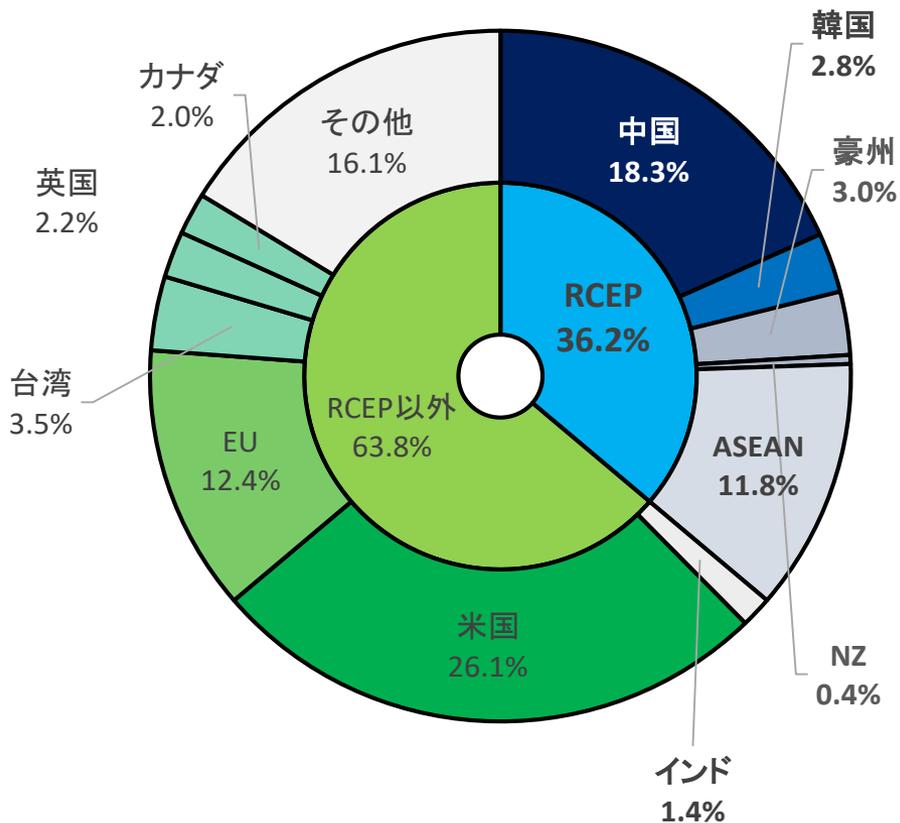
（出典：財務省貿易統計より作成）

# 名古屋税関管内の輸出に占めるRCEP協定参加国の割合・品目

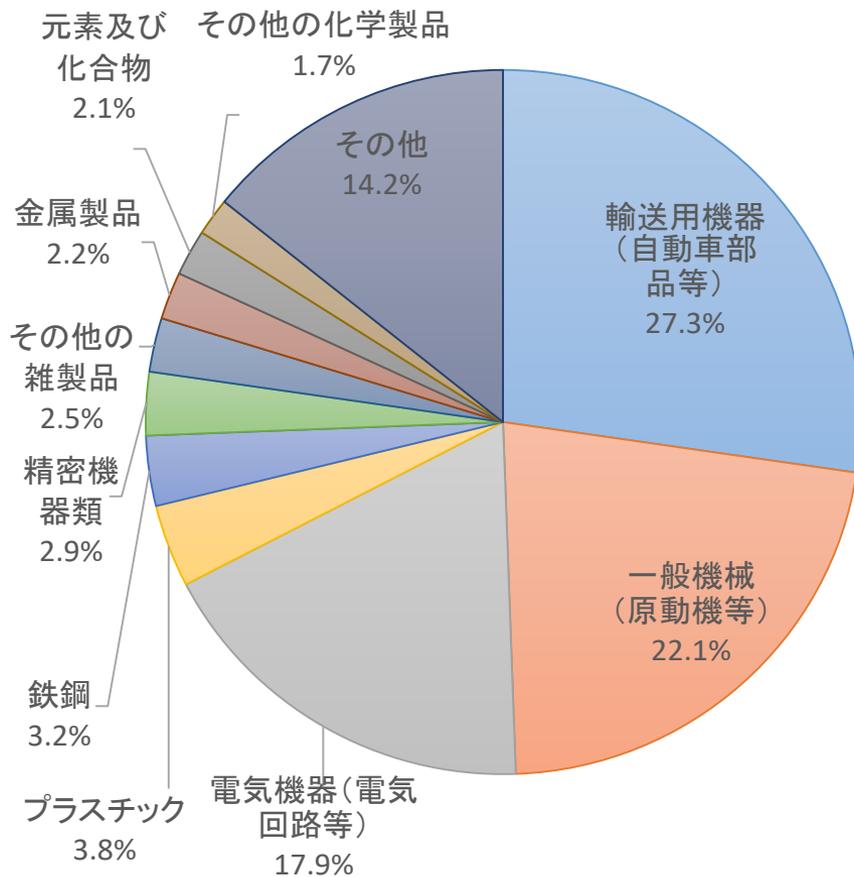
2020年※確定値

輸出に占めるRCEP協定参加国の割合：36.3%

RCEP加盟国への輸出実績（名古屋管内）



輸出総額 16兆1,588億円



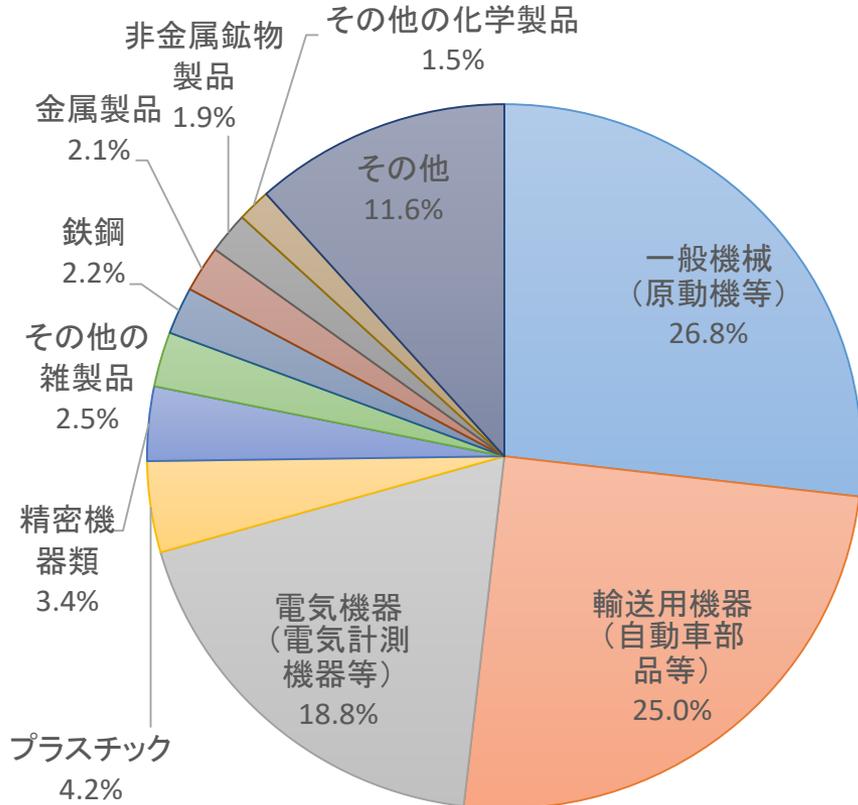
輸出総額 5兆8,573億円

（出典：財務省貿易統計より作成）

# 名古屋税関管内における中国、韓国への輸出品目

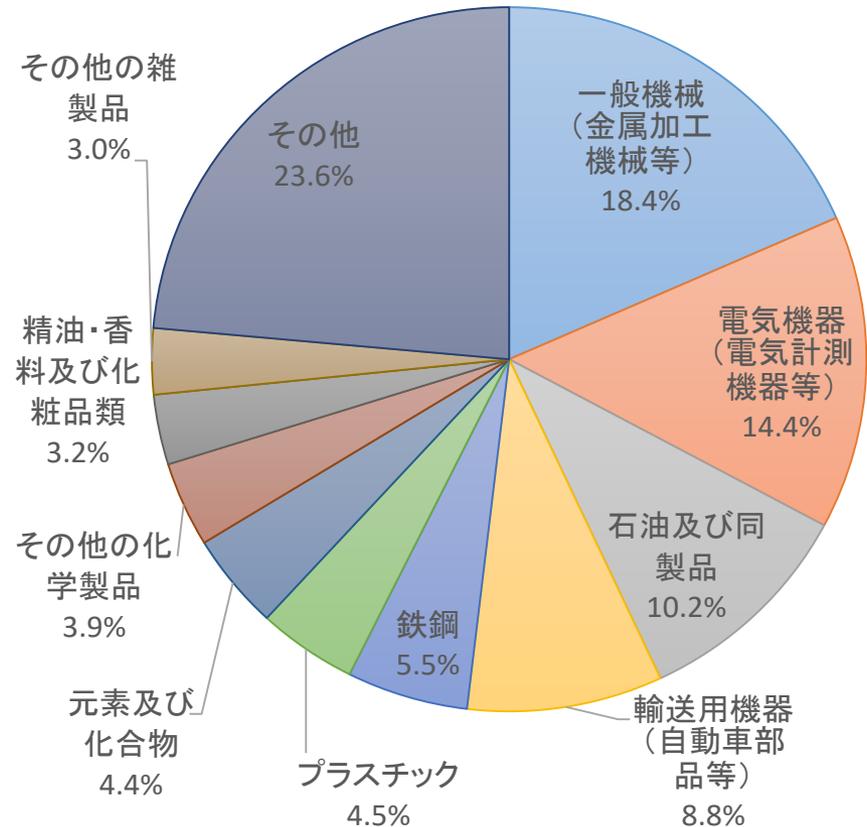
2020年※確定値

中国への輸出実績（名古屋管内）



輸出総額 2兆9529億円

韓国への輸出実績（名古屋管内）



輸出総額 4,508億円

# RCEP協定における中国側譲許表（対日本）①

- 関税の引下げ又は撤廃  
各国は附属書 I（関税に係る約束の表）の自国の表に従って、他の締約国の原産品について関税を引き下げ又は撤廃する。
- 中国の譲許内容は、国毎に5つに分かれている。※下記参照  
①対ASEAN ②対豪州 ③対日本 ④対韓国 ⑤対NZ
- 日本の譲許内容は、国毎に3つに分かれている。  
①対ASEAN・豪州・NZ ②対中国 ③対韓国

(※原文)

## ANNEX I

### SCHEDULE OF TARIFF COMMITMENTS

#### CHINA

#### HEADNOTES

1. This Schedule is composed of five Sections applicable respectively for Member States of ASEAN, Australia, Japan, Korea, and New Zealand.

# RCEP協定における中国側譲許表（対日本）②

【関税品目】HSコード8708.40 ギアボックス及びその部分品

【譲許内容】Base Rate 10.0%⇒6.0%

6.0%⇒U

次ページ（1）で説明

Annex I  
Schedule of Tariff Commitments of China  
Section C: For Japan

次ページ（2）で説明

HS Code	Product Description	Base Rate	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4	Year 5	Year 21 and Subsequent Years
8708	Parts and accessories of the motor vehicles of headings Nos. 87.01 to 87.05:							
8708.4	-Gear boxes and parts thereof:							
8708.40.10	—Of the vehicles of heading No.87.01	6.0%	U	U	U	U	U	U
8708.40.20	—Of the vehicles of subheading No.8702.1091 or 8702.9010	10.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
8708.40.30	—Of the vehicles of subheading No. 8704.1030 or 8704.1090	6.0%	U	U	U	U	U	U
8708.40.40	—Of the vehicles of subheading No. 8704.2100, 8704.2230, 8704.3100 or 8704.3230	10.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
8708.40.50	—Of the vehicles of subheading No. 8704.2240, 8704.2300 or 8704.2310	10.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
8708.40.60	—Of the vehicles of heading No.87.05	10.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
8708.40.9	—Other:							
8708.40.91	—Automatic transmission for saloon cars and parts thereof	10.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
8708.40.99	—Other	10.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%

次ページ（3）で説明

# RCEP協定における譲許表（附属書 I）

前ページの項目	内容
(1) H S C o d e (関税品目)	商品の関税分類番号（HS2012版HS番号）
(2) B a s e R a t e (基準税率)	関税が引下げられる品目について、引下げが開始される基準となる税率を表示。 ※附属書 I の規定の適用上、各国の表に定める基準税率は、 2014年1月1日における各国の実行最恵国税率を反映したもの
(3) U (除外品目)	・関税撤廃等の譲許なし ※関税の引下げ又は撤廃に係る約束の対象から除外

## 関税引下げについて・・・該当する年の初日に行う

対象国	関税引下げの期間
日本、インドネシア、フィリピン	1年目については、協定の発効日からその後の最初の3月31日までの期間。 その後の各年は4月1日～3月31日までの期間。
オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナム	1年目については、協定の発効日からその後の最初の12月31日までの期間。 その後の各年は1月1日～12月31日までの期間。

# RCEP協定：酒類、たばこ、塩の合意概要

我が国がこれまでEPAを締結していない中国・韓国との間で清酒をはじめとする日本産酒類の関税撤廃を獲得。

## 日本産品の中国・韓国へのアクセス

主な品名	中国		韓国	
	現在の関税率	合意内容	現在の関税率	合意内容
ビール	無税	無税	30%	20年目撤廃
ボトルワイン	14%	11年目撤廃	15%	10～15年目撤廃
清酒	40%	21年目撤廃	15%	15年目撤廃
ウイスキー	5%	11年目撤廃 (注1)	20%	10～15年目撤廃
焼酎	10%	21年目撤廃	30%	20年目撤廃
紙巻たばこ	25%	除外	40%	除外
精製塩	無税	無税	8%	15年目撤廃

(注1) 交渉時の関税率である10%から段階的に削減し、11年目に撤廃

## RCEP参加国産品の日本へのアクセス

主な品名	現在の関税率	合意内容
ビール	無税	無税
ボトルワイン	15%又は 従量税(注2)	16年目撤廃
紹興酒／マッコリ	42.4円/L	21年目撤廃
ウイスキー	無税	無税
白酒／ソジュ	16%	21年目撤廃
紙巻たばこ	無税(注3)	除外
精製塩	0.5円/kg	除外

(注2) ボトルワインの関税率は、15%又は125円/Lのうちいずれか低い税率。ただしその税率が67円/Lを下回る場合は67円/L

(注3) 紙巻たばこは暫定無税(WTO協定税率: 8.5% + 290.70円/1000本)